

令和8年3月 河北町農業委員会総会（第3回）

令和8年3月25日（水曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番 押野 利浩 委員 2番 岸 康彦 委員 3番 太田 朝美 委員
4番 後藤 登美夫 委員 5番 逸見 三和子 委員 6番 安部 敏明 委員
7番 木嶋 啓治 委員 9番 吉田 誠 委員
10番 田川 和美 委員 11番 奥山 喜幸 委員 12番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（4名）

浅黄 庄一 委員 布宮 聡 委員 東海林伸太郎 委員 吉田 一男 委員

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和8年3月25日（水曜日）午後2時1分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 木嶋 啓治 委員 8番 大崎 頼子 委員

日程第2 議案の審議

報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第9号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

議第10号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

お疲れ様でございます。それでは、只今より令和8年3月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

7番 木嶋 啓治 委員 8番 大崎 頼子 委員 お願いいたします。

それでは、早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号5番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、畑ほか11筆、合計9,188.22㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に、申請番号6番 所在地 西里字塩ノ刈●●、田ほか2筆、合計7,723㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後ですが、賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いするとのことです。

次に、2ページをお開きください。申請番号7番 所在地 谷地字月山堂●●、田ほか3筆、合計3,465㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田畑それぞれ貸借の契約をしておりますので、継続して耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号8番 所在地 大字溝延字扇田●●、田ほか9筆、合計11,977㎡です。所有者、●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に、資料の3ページです。申請番号9番 所在地 大字吉田字馬場●●、畑ほか7筆、合計14,101㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後は、田畑それぞれ貸しているところは継続して耕作をお願いし、一部の畑は自作するとのことです。

以上5件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、事務局の説明がありました。皆さんのほうからご質問等ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書の4ページをお開きください。報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。申請番号86番及び87番、所在地 大字岩木字童子●●、田、1,257㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、自作するためです。

次に、申請番号88番及び89番、所在地 谷地字砂田●●、田ほか3筆、合計1,812㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、農地転用するためです。

次に、5ページです。申請番号90番及び91番、所在地 大字溝延字松木壇●●、田、3,123㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業での賃貸借契約に変更するためです。

次に、申請番号92番及び93番、所在地 大字溝延字不動木●●、田、2,848㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業での賃貸借契約に変更するためです。

次に、申請番号94番、所在地 大字溝延字前野●●、畑、1,321㎡のうち419㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、溝延築堤事業に係る用地買収のためです。

次に、申請番号95番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、1,874㎡のうち560㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化法での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、溝延築堤事業に係る用地買収のためです。

次に、6ページをお開きください。申請番号96番、所在地 大字田井字狐原●●、畑、867㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約

約です。解約理由は、受け人の労力不足とのことで、解約後はほかの方が借り受けます。

次に、申請番号 97 番及び 98 番、所在地 西里字下槇●●、田ほか 1 筆、合計 1,604 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業でほかの方が借り受けるためです。

次に、申請番号 99 番及び 100 番、所在地 西里字下槇●●、田、1,036 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業でほかの方が借り受けるためです。

次に、7 ページです。申請番号 101 番及び 102 番、所在地 西里字下槇●●、田、893 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業でほかの方が借り受けるためです。

次に、申請番号 103 番、所在地 谷地字十二堂●●、田ほか 1 筆、合計 3,788 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化法での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業での賃貸借契約に変更するためです。

次に、申請番号 104 及び 105 番、所在地 谷地字砂田●●、田ほか 1 筆、合計 4,654 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。解約理由は、中間管理事業でほかの方が借り受けるためです。

以上 20 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問等ございませんか。

はい、押野委員

○ 押野委員

88 番、89 番の合意解約の理由が農地転用ということで、その内容を教えてください。

○ 事務局（嶋田）

転用の相談をいただいているのは、蓄電施設の設置です。予定では令和 8 年 4 月の農業委員会総会に申請したいということで伺っております。

○ 押野委員

わかりました。

○ 議長（会長）

何かほかにご質問等ございませんでしょうか。

（なし）

はい、なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。議第8号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは議案書の8ページをお開きください。議第8号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号53番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字砂田●●、田、1,436㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号54番、賃貸借権の設定です。所在地 大字田井字狐原●●、畑、867㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号55番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木●●、田、1,728㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号56番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか1筆、合計4,506㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、9ページです。申請番号57番、賃貸借権の設定です。所在地 西里字下槇●●、田ほか3筆、合計10,837㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号58番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字扇田●●、田ほか5筆、合計13,919㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号59番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字弥勒寺●●、畑708㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、10ページをお開きください。申請番号60番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字弥勒寺●●、畑220㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 61 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字桑ケ原●●、田ほか 2 筆、合計 6,827 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

こちら、61 番だけ先にご審議お願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、それでは、現地調査の報告 61 番に関してお願いいたします。

○ 木嶋委員

はい、現地調査行ってまいりました。西部保育所の近くで変則的な田んぼですが、現在受け人がハウスで冬野菜を栽培しており、問題はないと思います。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労さまでございました。

問題ないと思いますので、安部委員入りしましたら 62 番から事務局説明お願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは次に、申請番号 62 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田ほか 2 筆、合計 5,497 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

●●さんは、●●さんの息子さんです。申請地は、●●さんが円滑化事業で借りていたところで、期間満了となったことから、今回息子さんに経営移譲して新たに契約するものです。

次に、11 ページです。申請番号 63 番、売買による所有権移転です。所在地 大字吉田字馬場●●、田ほか 3 筆、合計 3,549 m²です。渡し人は●●続財産清算人●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、財産処分のためです。

次に、申請番号 64 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字西浦●●、田、2,123 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

次に、申請番号 65 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字十二堂●●、田、3,036 m²、1 筆です。渡し人は、所有者●●さんの法定相続人代表●●さん、受け人は●●さんです。申請事由は、労力不足のためです。

以上 13 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

53 番からお願いいたします。

○ 木嶋委員

はい、53 番現在受け人が豆を栽培しております。問題ないと思います。

続きまして、65 番ですけども、●●さんは孫さんと一緒にやっておりますので問題ないと思います。以上です。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

○ 押野委員

54 番、さくらんぼの雨よけハウスですけども、よく管理されていて問題ありません。

○ 大崎委員

55 番、56 番ですけども、現地調査いたしまして、特に問題はございませんでした。

現状も適切に管理されていると思いますし、今後も若い方あるいは会社組織としてきちんとやっていかれるものと思います。

62 番、こちらも特段問題ないかと思います。今後も耕作をされるということで問題ないと思います。

続きまして 64 番です。田んぼですけども適切に管理されるということで問題ないかと思えます。私からは以上です。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

○ 押野委員

57 番、58 番に関しては、これまで耕作していた●●さんが体調不良による労力不足ということで、昨年作業受託で耕作しておりました、●●さんで継続して耕作するということが問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

それでは次 59 番お願いいたします。

○ 安部委員

はい、59 番と 60 番、現在は草刈りはされていて何も植えられていない状況です。受け人が隣接地で桃の栽培をしていて、今後、桃を植えるということで問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

それでは次 63 番お願いいたします。

○ 田川委員

受け人は、●●のほうでやってまして作業場も近くにありますので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

現地調査の報告がありました。何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

ございませんか。なければこのように許可したいと思います。

それでは次に進みます。議第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書 12 ページをお開きください。議第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いします。

13 ページから 17 ページが中間管理事業による賃貸借権の設定になります。18 ページは賃貸借権の移転で、受け手の変更となります。内容は記載のとおりで、河北町農地利用調整委員会で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上、賃貸借権の設定 57 件、賃借権の移転 2 件、合計 59 件です。

よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、事務局から説明がありましたけれども、各地区の調整会議、全体の調整会議を経て皆さんの審議を経た案件ですので、何かあったらご質問だけ受けたいと思います。ございませんでしょうか。

（なし）

はい、なければこのように進めたいと思います。

それでは次に移ります。議第 10 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書 19 ページをご覧ください。議第 10 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、事務局案をご説明いたします。

はじめに、新任委員の方もいらっしゃいますので、まず、今回改正する『指針』について簡単にご説明いたします。

この指針は、農業委員会法第7条に基づき、農業委員会の重要な活動である『農地利用の最適化、農地利用の最適化とは、担い手への集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、この3つについて、目標とする年度までどう進めていくかを示すものです。

法改正により、全農業委員会に策定と公表が義務付けられておりまして、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに定期的な見直しを行うものです。

今回の改正の主な内容としましては、第1の基本的な考え方として、19ページの下から5行目からですが、山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び河北町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標とあります。

県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の目標年度が令和17年度までとなっており、河北町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想についても県の基本方針に合わせた改正となる予定ですので、農業委員会としましても目標年度を10年後の令和17年度と設定した内容としております。

次に数値目標についてです。20ページをお開きください。第2の具体的な数値目標、推進方法とありますが、推進方法については記載のとおりですので、数値目標の説明とさせていただきます。まず、1. 遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標ですが、現状、農地台帳の農地面積2,078haのうち遊休農地面が23haで遊休農地の割合が1.11%となっております。

農地利用最適化活動の目標設定において、目標まで現状の緑区分の遊休農地を解消し、更に新規発生した緑区分の遊休農地は翌年度に解消することを目標として定めるとされております。

現状、23haの遊休農地のうち緑区分とされる、簡易的な作業で耕作が可能になる遊休農地は9.1haですので、目標年度までに毎年0.91haを解消、さらに新規発生した緑区分の遊休農地の解消を見込んで毎年1.31haの解消を目標としております。

次に、21ページの中段をご覧ください。2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)担い手への農地利用集積目標ですが、山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び河北町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に合わせて10年後85%とし、毎年、約2%のアップを目標としております。

次に、23ページ、3. 新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標ですが、これまでの推移を加味し、毎年3人の確保を目標としております。法人については、特段増加要因はないことから、1法人増加の目標としました。

改正の主な内容についての説明は以上です。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。

これはその都度ある程度見直しをするわけですが、一応、案の格好を今日取りたいと思

っております。皆さんからこの辺ちょっとこういう風に方向付けをしたらいいのではないかと
かご意見ありましたらお願いいたします。

遊休農地の解消に関してはかなりパーセントにすると大したことないですが、面積にすると
ハードルが高いのかなと感じております。

集積目標、皆さんどのように各地区で進むのか町全体でもこの数値に近づけるのか、皆さん
からご意見いただきたいと思っております。推進委員の方もご意見あれば賜りたいと思いま
す。

はい、佐藤局長

○ 事務局（佐藤局長）

この集積率につきましては、今地域計画でも集積率を出しておりますけれども、今現在は 90
パーセントになっております。その理由としましては、今現在の県の農業経営基盤の強化の促
進に関する基本方針が 90 パーセントのまま、今検討しております県の案が 85 パーセントにな
っております。それに合わせまして町のほうも 85 パーセントに直す予定でございます。地域計
画につきましても県と町が直った時点で 85 パーセントに直していこうと考えているものでござ
いますので、85 パーセントで統一していきたいという数値になっております。

○ 議長（会長）

ここまで進むと実績に、まあ河北町の場合は水田としたら 1500 ヘクタールくらいしかないか
ら農家数で割れば耕作できるかもしれないですけども、それで農村が維持できるのか、その辺
も含めて皆さんからご意見いただきたいんですけども。

（なし）

なければ、このように進めたいと思います。

それではこれで令和 8 年 3 月の総会を終了させていただきます。

午後 2 時 4 3 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
